

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	北海道妹背牛町

## 妹背牛町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	妹背牛町農政課
所在地	雨竜郡妹背牛町字妹背牛 5200 番地
電話番号	0164-32-3205
F A X 番号	0164-32-2355
メールアドレス	noseig@town.moseushi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、アライグマ、キツネ、タヌキ、 鳥類（カラス類・ハト類）、ヒグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	妹背牛町

- (注) 1 計画期間は、3年程度とする。  
2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害面積	被害額
エゾシカ	水稲	17.0a	207千円
アライグマ	スイートコーン	2.0a	211千円
カラス類 キツネ	水稲	1.0a	12千円
ヒグマ	被害なし		

- (注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

・エゾシカ	農作物の播種から収穫までの長期間にわたり出没し、食害、 作物や畦畔の踏圧被害がある
・アライグマ	スイートコーンなどの畑作物の食害がみられる。 毎年捕獲頭数が増加しており、生息数、被害ともに増えて いくことが予想される。
・鳥類	糞尿や畑作物を荒らす被害がある。特に5月頃は子育て時期 であるため人間を襲う危険性もある。
・キツネ	野菜の食害や糞尿などの被害がある。
・ヒグマ	令和7年度、目撃情報があった。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等  
について記入する。  
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
エゾシカ	被害面積 17.0 a	被害面積 15.3 a
	被害金額 207千円	被害金額 186千円
アライグマ	被害面積 2.0 a	被害面積 1.8 a
	被害金額 211千円	被害金額 189千円
カラス類 キツネ	被害面積 1.0 a	被害面積 0.9 a
	被害金額 12千円	被害金額 10千円
ヒグマ	被害報告なし	被害面積 0.0 a
		被害金額 0千円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銃によるエゾシカの捕獲</li> <li>・ 箱わな等捕獲機材の導入</li> <li>・ 野生動物忌避装置の試験導入</li> <li>・ 箱わなによるアライグマの捕獲</li> <li>・ 北海道猟友会北空知支部妹背牛部会による巡回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エゾシカについては銃の使用ができない夜間や早朝の出没が多く効果的な捕獲が困難である。</li> <li>・ アライグマについてはワナの数量から捕獲可能な頭数に限界がある。</li> <li>・ 猟友会会員の高齢化、人員不足。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じて検討していく。</li> </ul>	
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じて検討していく</li> </ul>	

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。  
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法について記入する。  
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。  
4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

### (5) 今後の取組方針

- 1 農業者自らが農地を守ることを基本に捕獲駆除の推進を図る。
- 2 農業関係機関、猟友会、警察等と連携した被害防止に係る効果的な対策を検討する。
- 3 エゾシカ、鳥類等、猟友会等の協力を得て、猟銃による有害鳥獣の駆除を実施する。
- 4 アライグマ等、箱わなによる捕獲を実施する。
- 5 ヒグマについて、出没情報の収集に努める。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

#### 【エゾシカ・カラス等】

北海道猟友会北空知支部妹背牛部会に依頼し、年間の見回り、銃器での捕獲・駆除を実施する。

#### 【アライグマ等】

箱わなを被害農家敷地に設置し捕獲し殺処分後、北空知衛生施設組合で焼却処理する。

#### 【ヒグマ等】

北海道猟友会北空知支部妹背牛部会と協力して出没情報を基に見回り。

#### 【その他】

捕獲後、殺処分し北空知衛生施設組合で焼却処理する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	エゾシカ アライグマ ヒグマ	捕獲用箱わなの購入 箱わなによる捕獲技術の研修 野生動物忌避装置を試験導入し追い払い効果検証

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
エゾシカについては捕獲実績がないが農作物被害があった個所を中心に捕獲を計画する。 アライグマについては、近年の捕獲実績を基に設定する。 ヒグマについては捕獲実績がないが、出没があった個所を中心に捕獲を計画する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
エゾシカ	3	3	3
アライグマ	40	40	40
カラス類	出没個体数に応じて検討する。		
キツネ	出没個体数に応じて検討する。		
ヒグマ	出没個体数に応じて検討する。		

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
捕獲予定場所：町内一円とする。 捕獲手段：原則として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第1項または第2項に規定する禁止猟法及び同法第36条に規定する危険猟法以外の方法で行う。 捕獲鳥獣：エゾシカ、キツネ、鳥類（カラス類、ハト類）、アライグマ、ヒグマ

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
被害を防ぐ事前策として、わなの設置などが有効であるが、設置の条件を満たす必要がある。 また、農地での被害が生じる場合には、確実に駆除することが重要であり、体格が大きく警戒心の強いエゾシカ等の駆除には射程が長く殺傷能力の高いライフル銃による個体調整が必要であることから本町における猟友会の捕獲活動はライフル銃が必要不可欠となる。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	年度	年度	年度

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	エゾシカ アライグマ カラス類 キツネ ヒグマ	生活環境管理（農地をエサ場にしない取組、農道・法面・畦畔の草刈）の強化を図ることで鳥獣の農地への出没を抑制する。

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

#### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

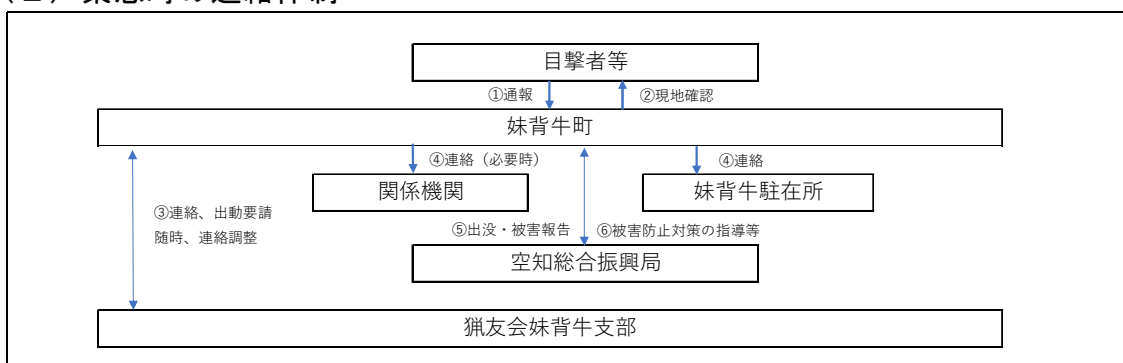
##### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
妹背牛町	住民への周知・連絡調整
北海道猟友会北空知支部妹背牛部会	危険区域巡回、対象鳥獣の駆除
J A北いぶき妹背牛支所	被害区域巡回、被害状況の確認

深川警察署	危険区域巡回、周辺住民への啓発
深川地区消防組合深川消防署妹背牛支署	危険区域巡回

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。  
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

## (2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、原則として持ち帰り処理施設（空知興産(株)、北空知衛生センター組合）での処分とするが地理的要因等で処理施設への搬入が困難な場合は捕獲現場にて埋設する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

--	--

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

### (2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
--------	--

構成機関の名称	役割

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

## (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
空知総合振興局農務課	鳥獣被害防止に関する協議、農作物被害に関する情報提供
空知総合振興局環境生活課	鳥獣被害防止対策の窓口

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

## (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置予定なし
--------

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

## (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

銃器を使用して有害鳥獣を捕獲するに当たっては、狩猟に関する関連法令の順守と安全確認を徹底することとし、狩猟事故の防止に努める。
---

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

## 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。